

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第392号)

平成17年7月22日

横情審答申第392号

平成17年7月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成17年1月6日道港北土第443号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「道水路境界明示について（伺）（昭和57年3月25日決裁）」の一部開示  
決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路境界明示について（伺）（昭和57年3月25日決裁）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道水路境界明示について（伺）（昭和57年3月25日決裁）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年11月10日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

ア 本件申立文書のうち、起案本文に記載されている申請者の氏名及び立会人氏名、承諾書に記載されている承諾者の住所、氏名及び個人印の印影、隣接地の所有者の立会同意届出書に記載されている届出者の住所、氏名及び個人印の印影並びに同意者の住所、氏名、電話番号及び個人印の印影並びに道水路等境界明示（復元）申請書に記載されている申請者の住所、氏名、個人印の印影及び連絡先電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 承諾書及び隣接地の所有者の立会同意届出書に記載のある土地の所在町名及び地番については、登記簿等で閲覧可能な情報と照合することにより、誰が同意したかが容易に推測され、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 立会同意届出書の届出者が所有する土地の地番については、起案の他の箇所に記載され開示されており、開示情報とすべきである。

(2) 立会同意届出書の表中の土地の所在欄の町名及び地番並びに同意者（所有者）欄の現住所（電話を除く。）及び氏名（印を除く。）は、次のとおり、開示情報とすべきである。

ア 本件情報については、境界調査に関する規則で立会同意届出書を提出することとしたうえで全ての隣接地主の同意を必須としており、全ての隣接地主に関する情報が記載されていることが明らかである。したがって、市民の開示請求権を制限して非開示にする必要性がない。また、立会いに同意したという事実行為に関する情報にすぎず、個人の住所及び資産に関する情報であることを除けば、個人に関する情報として情報の公開に関する条例の解釈に具体的に記載されたいずれにも該当しないし、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれはない。

また、本件情報が個人の住所及び資産に関するものであることに関しては、個人に関する情報であるとともに個人識別情報であるが、何人も登記簿の閲覧により知りうる内容であり、条例第7条第2項第2号アに該当する。

イ 横浜市は、市政に対する市民の理解と信頼をさらに深め市民への説明責任を全うするため、市長交際費の公開において条例の改正を行わず相手方を公開するなどの取組みを進めてきている。このように、非開示事由に該当するおそれがあっても、公表して何ら問題がないあるいは公益が勝るということも多々あり、個人情報かつ個人識別情報であることだけを理由に安易に非開示とすることは、条例第1条の趣旨に反するし、市政運営の基本にもとるものである。

参考までに同様な情報を「公表を目的として作成し又は取得した情報」として開示している自治体が既にある。

(3) 立会同意届出書の申請者の住所及び氏名は、次のとおり、開示情報とすべきである。

ア 申請者は境界調査に関する規則で道路に隣接する土地の所有者となっており、調査箇所に隣接する土地の所有者に関する情報が記載されていることが明らかである。したがって、非開示にする必要性がないこと、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれはないと認められること及び条例第7条第2項第2号アに該当する。

特に、氏名については、第三者に知られる可能性があるにもかかわらず、同規則に基づき立会通知書に記載することとしていること、現地立会いがオープンに行われていることなどから、境界調査業務上非公開情報として扱われていないのに、個人情報かつ個人識別情報に該当することだけを理由に非開示とすることは、条例の

運用解釈を誤っている。

さらに、申請者が個人の場合、申請者が非開示となると、同意書上の消去法で個人が識別されることを回避するため、開示情報である同意者も非開示になるので、個人情報かつ個人識別情報に該当することだけを理由に非開示とすることは不当である。

イ 実施機関は、本件申請を受けて職員の業務対応だけでなく市費による測量委託が行われていることから、個人情報かつ個人識別情報に該当することだけを理由に安易に非開示とすることは、条例第1条の趣旨に反しかつ市政運営の基本にもとることとは、(2)以上である。

- (4) 承諾書の表中の土地の所在欄の町名及び地番並びに承諾者（所有者）欄の住所及び氏名（印を除く。）を開示しないことについては、境界調査に関する規則で申請者及び隣接地主が記載されることになっており、上記を踏まえ、開示情報とすべきである。
- (5) 申請書の申請者の住所及び氏名（印を除く。）を開示しないことについては、上記を踏まえ、開示情報とすべきである。
- (6) 起案本文に記載されている申請者氏名については、上記を踏まえ、開示情報とすべきであり、立会人氏名については、承諾書の隣接地主であることが明らかであるほか、現場立会いがオープンに行われていること及び現場立会いに同席したという事実行為に関する情報に過ぎないことから、開示情報とすべきである。
- (7) 承諾書等は、道水路等境界調査の業務上、非公開情報として扱われていない。承諾書等の様式は、記入者が順番に記入する回覧・奉加帳形式となっているし、実際の承諾書等の作成の場面においては、先に記入した人の印影及び電話番号という真正なる個人情報から後から記入する人に曝されているうえに、コピーすることも可能で、境界調査においては真正なる個人情報が実務上垂れ流し状態にある。したがって、処分にあたり実施機関が道水路等境界調査における個人情報について真剣に検討したのかは甚だ疑問である。

## 5 審査会の判断

### (1) 道水路等境界調査について

道水路等境界調査は、横浜市が管理する道路、水路等とこれに隣接する土地との境界が明らかにされていない場合に、当該土地所有者からの境界の明示又は復元を求める申請に基づき、横浜市が当該境界について調査し、申請者及びその近隣土地所有者

の同意を得て、当該境界を確定し、又は確認するために行うものである。

道水路等境界調査には、道水路等とこれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、申請者及び隣接地の所有者との立会いによる協議の上、その同意を得て確定する境界明示と、道水路等とこれに隣接する土地との境界が既に確定している場合に、申請者と立会いの上、その同意を得て資料図に基づきその境界を確認する境界復元とがある。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、道水路等境界調査の申請地と隣接する道路との境界を、関係土地所有者と立会い協議の上、確認した際に作成された起案文書であり、起案用紙、起案本文、承諾書、隣接地の所有者の立会同意届出書、案内図、道水路等境界明示（復元）申請書、公図写、道水路等境界明示図等で構成されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている立会人氏名、土地の所在、個人印の印影等について、本号に該当するとして非開示としているので、以下検討する。

ウ 本件申立文書のうち、起案用紙に記録されている申請人氏名及び立会人氏名、承諾書に記録されている承諾者の住所、氏名及び個人印の印影、隣接地の所有者の立会同意届出書に記録されている届出者の住所、氏名及び個人印の印影並びに同意者の住所、氏名、郵便番号、電話番号及び個人印の印影並びに道水路等境界明示（復元）申請書に記録されている申請者の住所、氏名及び連絡先電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

また、承諾書及び隣接地の所有者の立会同意届出書に記録されている土地の所在（区名・町名・地番）については、開示すると登記簿に記録されている情報等と照合することにより、土地の所有者、承諾者、申請者、立会者等の氏名及び住所が容易に推測され、その結果、当該道水路等の境界確認に当たって、承諾の意思を表明した者の氏名等が明らかとなり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

エ 前記ウにおいて、本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年1月6日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年1月28日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年5月27日 (第63回第二部会)	・審議
平成17年6月10日 (第64回第二部会)	・審議
平成17年6月24日 (第65回第二部会)	・審議